

役員に対する報酬及び退職手当支給基準について

1 法定の手続

役員の報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない。

市長は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は支給基準決定の原則に照らして適正なものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。

【地方独立行政法人法】

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長にと届け出るとともに、公表しなければならない。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

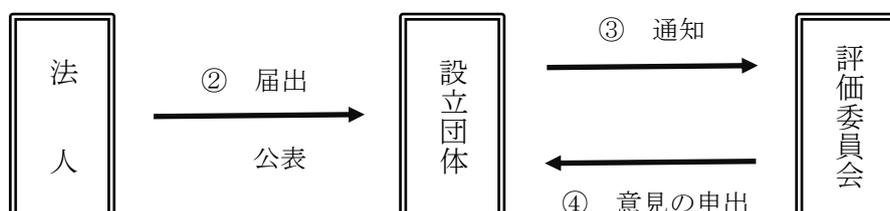
第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

<手続フロー>

- ① 法人が役員報酬等の基準を定める。
- ② 法人は、支給基準を設立団体の長に届け出る。
- ③ 設立団体の長は、その支給基準を評価委員会に通知する。
- ④ 評価委員会は、支給基準が地方独立行政法人法に定める役員報酬等の決定の原則に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に意見を申し出ることができる。

① 支給基準の策定



2 支給基準決定の原則

役員の報酬等の支給基準は、三条市職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業績の実績その他事情を考慮しなければならない。

3 役員の構成

法人の役員は、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内とする。

【公立大学法人三条市立大学定款】

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

4 役員報酬等

(1) 常勤役員

区 分	報 酬
理事長 (=学長)	月額 818,000 円

※法人教職員給与規則の適用を受ける教職員が役員を兼務する場合は、役員の報酬を支給しない。

【設定の考え方】

前歴や公立大学法人の支給水準、役員体制等を参考に設定

【その他手当】

- ・通勤手当 … 法人教職員給与規則（通勤手当）を準用
- ・期末手当 … $(\text{報酬月額} + \text{報酬月額} \times 15/100) \times 165/100 \times \text{在職期間率}$
※6月30日及び12月10日に支給する。
- ・退職手当 … $(\text{報酬月額} \times 12.5/100) \times 83.7/100 \times \text{在職月}$
※評価委員会の業績評価の結果及びその者の業績に応じて、増額及び減額することができる。

(2) 非常勤役員

区 分	報 酬
理事・監事	月額 240,000 円
理事・監事	日額 30,000 円

※勤務形態を考慮して、上記の区分から理事長が定める。

【設定の考え方】

公立大学法人の支給水準を参考に設定

【その他手当】

- ・通勤手当 … 法人旅費規程を準用（費用弁償）